

# TPIP(ティーピップ)ユーザーコミュニティに関する規約

## (名 称)

第1条 本会は、TPIP(ティーピップ)ユーザーコミュニティ(以下「コミュニティ」という)と称する。  
2 英語名称は、TPIP User Community と称する。

## (設立主旨および目的)

第2条 本コミュニティは、テレプレゼンスロボット(遠隔操縦ロボット)用制御基板としてサンリツオートメイション(株)が開発した遠隔操作 IP システム(TPIP)の利用を目的としたソフトウェア開発および応用に関する情報交換、成果の共有を目指す有志組織である。本コミュニティによって得られた成果は、原則として、レスキューロボットコンテストや各所属団体での研究活動での実証試験を通して、広く公開し、ロボット制御技術の促進および組込み技術者人材育成への貢献に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 コミュニティは、前条の設立主旨および目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 総会(年1回開催)
- (2) ML および WEB サーバーによる TPIP システムに関する情報交換・共有および公開
- (3) TPIP システムに関する研究開発成果および研究動向調査を主とした成果報告会
- (4) TPIP システムに関する普及啓発を目的とした利用者講習会
- (5) レスキューロボットコンテスト貸与機器システムに関する情報公開および研究開発
- (6) その他本コミュニティの目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 本コミュニティの会員は、以下の2種とし、主査からの入会承認を受けた者とする。

- (1) 正会員 本コミュニティの設立主旨および目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 本コミュニティの設立主旨および目的に賛同して入会した生徒、学生およびレスキューロボット参加者

2 本コミュニティの正会員は、原則、TPIP ユーザー(サンリツオートメイションにユーザー登録した者)であること。ただし、下記の者の参加は認める。

- (1) レスキューロボット実行委員会委員
- (2) サンリツオートメイション社員
- (3) 企業等の研究開発者(TPIP ユーザーが該当団体に所属していること)
- (4) その他、主査が認めたもの

3 本コミュニティへの学生参加は、以下の者とし、会員資格の有効期間は卒業する年度までとする。なお、本コミュニティに参加時に卒業年度を事務局に連絡する。

- (1) 大学・高専などの学生および高校生(指導教員等が TPIP ユーザーであること)
- (2) レスキューロボットコンテスト参加者

4 本コミュニティの会員は、次に挙げた遠隔操作 IP システムの開発に関する項目を主な活動とする。

- (1) 公開されたソースコードの検証
- (2) ソフトウェア開発および支援, アドバイス
- (3) プロジェクト企画立案および関連プロジェクトへの参画
- (4) 成果報告会および講習会等啓発活動の企画立案および実施
- (5) 広報活動(WEB ページによる技術情報公開)
- (6) 技術資料の作成
- (7) 応用事例の公開(成果報告会での発表)

5 会費は徴収しない

#### (入退会)

第5条 コミュニティへ入会しようとする者は、TPIP ユーザーである証明(シリアル番号の提示)を示すとともに、本規約に同意後、事務局の承認を受けなければならない。

2 コミュニティを退会しようとするものは、事務局にその旨を届け出なければならない。

#### (事務局)

第6条 本コミュニティは、事務局を設置し、運営管理を行う。事務局の構成メンバーは、以下の構成とする。

- (1) 主査 1名
- (2) 幹事 3から6名程度

2 主査は、コミュニティの運営管理に関する事項を掌握し、活動促進および充実に図る。また、幹事と連携し、各事業の企画・運営を行うとともに、メンバーとの連絡調整にあたる。

3 幹事は、主査を補佐するとともに、運営上必要となる各管理を行う。

- (1) 会員管理および情報共有サーバー(Mail, WEB)の管理
- (2) 技術情報の管理
- (3) 会員の管理

4 事務局構成メンバーは、主査が随時任命する。なお、任期は2年とする。再任は妨げない。主査は、レスキューロボットコンテスト実行委員会電波技術グループ長が望ましい。幹事は、原則レスキューロボットコンテスト実行委員会、サンリツオートメーション社員および会員とし、双方から1名以上選出するものとする。

## (総会)

第7条 総会は、本コミュニティの会員を持って構成する。

- 2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、主査が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、主査が主宰し議長を務める。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、コミュニティの設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - (1) 本規約の改正
  - (2) 主査の選任
  - (3) 運営方針の決定
  - (4) 活動報告
  - (5) その他コミュニティの運営に関して重要な事項の決定
- 7 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。また、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として評決を委任することができる。この場合、評決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

## (会員サービス)

第8条 本コミュニティの会員サービスとして、メールおよびWEB サーバーを設置し、会員管理および情報共有を行う。

- 2 各サーバーは、サンリツオートメーションを管理責任者とする。
- 3 Wiki などのグループウェアを導入し、コラボレーション環境による情報共有・公開を行う。ただし、一般公開用と会員限定用を用意する。

## (部会)

第9条 コミュニティの活動を推進上、必要があるときは、総会の議決により部会を置くことができる。

## (著作権)

第10条 サンリツオートメイションが提供する TPIP システムに関する以下に挙げる技術資料およびソースファイルの著作権は、本コミュニティに譲渡する。

- (1) ソフトウェアのソースファイル
- (2) ライブラリー(バイナリー形式)
- (3) 改変可能なドキュメント・ファイル(仕様書, 取扱説明書)
- (4) 改変不可のドキュメント・ファイル(技術情報)

2 前項に挙げた情報は、商用目的も含めて会員による使用を許諾する。

3 本コミュニティの活動を通じて得られた成果の著作権, 使用許諾, 情報公開の権利は、情報提供者に帰属する。

4 情報提供者は、商用利用や諸事情により成果の利用および情報公開を拒否することができる。

5 本コミュニティの活動を通じて得られた成果を商用利用する場合、コミュニティ事務局に報告すること。

## (その他)

第11条 本規約に定めるもののほかコミュニティの運営上必要な事項は、事務局が別に定めるものとする。

## (附則)

1 本コミュニティの設立は 2008 年 3 月 23 日とする。

2 本規約は、設立日から施行する。

3 本規約は総会において改訂することができる。

4 本規約に関する内容に関しては、本コミュニティの主査とサンリツオートメイションと覚書を交わすことにより成立するものとする。

5 本規約改定(平成21年3月21日)

以上